

### 第三次答申の今後の検討課題（抜粋）

#### 4. 今後の検討課題

自動車単体騒音専門委員会第三次報告に掲げられた今後の検討課題については、引き続き同専門委員会で検討を進めることとする。特に、以下に掲げる課題については、重点的に検討することとする。また、国は、同報告に掲げられた総合的な自動車単体騒音等関連の諸施策の推進に努めるべきである。

##### 4. 1 四輪車走行騒音規制の見直し

R51-03 のフェーズ3の規制値との調和及びその導入時期については、我が国においても技術的見直し等について調査を行うとともに、得られた知見を UN-ECE/WP29 に展開する等フェーズ3の見直しの議論に積極的に参画・貢献した上で、UN-ECE/WP29 の検討状況等を踏まえながら、また他の規制等（排出ガス、燃費、安全等）の状況も考慮に入れながら、今後検討する。

##### 4. 2 二輪車走行騒音規制の見直し

第二次答申において加速走行騒音規制の見直しを行った二輪車については、今後、試験法変更による走行時の騒音の実態の変化や二輪車騒音低減技術の動向についての実態調査等を行い、必要に応じ、同許容限度目標値の見直しを検討する。その場合には、実態調査等において得られた知見を UN-ECE/WP29 に展開する等、国際基準の見直し活動に積極的に参画・貢献する。

##### 4. 3 マフラー性能等確認制度の見直し

マフラー性能等確認制度については、騒音実態や普及状況等の調査を進めることとし、これらの調査結果及び新車時の加速走行騒音試験法の変更も考慮しつつ、必要に応じ同制度の見直しを検討する。このため、純正マフラーを同制度等により性能等が確認されたマフラーに交換した車両に対する相対値規制への移行についても、同制度の見直しの検討とあわせて、今後検討する。

##### 4. 4 タイヤ騒音規制の今後の検討課題

使用過程車等に対するタイヤ騒音許容限度目標値の適用時期については、タイヤの使用期間や市場での R117-02 に適合したタイヤへの代替の進捗等についての把握を進めた上で検討する。なお、適用に当たっては、継続検査等においてタイヤの R117-02 への適合性を確認する必要があることから、その手法について自動車ユーザー、販売関係者、整備事業者、検査関係者等へ十分周知する必要がある。

将来的に普及が進むと考えられる更生タイヤについては、普及状況や騒音の実態等の把握に努め、必要に応じタイヤ騒音規制について検討する。